

改正

平成29年3月29日告示第88号

平成29年11月8日告示第281号

平成31年2月1日告示第19号

磐田市中古建物リフォーム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、新たな定住者を確保し、健全な地域コミュニティの保持及び中古建物の有効活用を図るため、自らが居住するために中古建物を購入し、リフォーム工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中古建物 市内に存する戸建ての建物であって、新築から15年以上が経過し、建物売買契約を締結した時点で、現に使用していない又は契約日から起算して3か月以内に使用しなくなる予定のもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令の基準を満たしているものをいう。ただし、昭和56年5月31日以前の建築基準法の基準で建築された建物にあつては、リフォーム工事等完了時に、次に掲げる耐震性能のいずれかを有するものとする。

ア 耐震評点が1.0以上（木造の建物に限る。）

イ 構造耐震指標（I<sub>s</sub>）の値が0.6以上

(2) 近居 居住地の属する中学校区内に1親等の親族が居住していることをいう。

(3) リフォーム工事等 建物の経年劣化した性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させ、若しくは従前の水準以上に改善させ、又は居住に必要な機能を追加する工事であつて、次に掲げるものをいう。

ア 既存建物の増改築又は減築工事（外構工事等を除く。）

イ 屋根又は内外装改修工事

ウ 電気設備又は機器設備改修工事（物品の購入費用を除く。）

エ その他市長が特に必要と認める工事

(4) 市内業者 市内に本店(本社)を有する法人又は市内に住所を有し、かつ市内に事業所を有する個人事業主であって、自らが請負者として契約できるものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 2人以上の世帯で居住すること。ただし、近居する子世帯に孫が同居している場合は、単身でも可とする。
- (2) リフォーム工事等完了日から起算して5年間は居住する見込みのあること。
- (3) 居住者全員に市税の滞納がないこと。
- (4) 居住する区域の自治会に加入すること。
- (5) 第8条に規定する補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに完了報告書の提出が可能であること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助の対象経費は、中古建物の居住の用に供する部分のリフォーム工事等に要する経費とする。ただし、他の制度により補助の対象となった経費を除くものとする。

(補助金の交付額)

**第5条** 補助金の交付額は、補助対象経費の50パーセントに相当する額と補助基準額(別表に定める転居区分に該当する基本額に加算区分に該当する加算額を合算した額をいう。)のいずれか少ない額とし、100万円を限度とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第6条** 交付申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書(様式第1号)
  - イ 事業計画書(様式第2号)
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 提出期限

建物の売買契約書に記載された引渡し日から3か月以内

(交付条件)

**第7条** 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければ

ばならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

**第8条** 補助金の交付決定の通知は、交付額決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(交付申請の取下げ)

**第9条** 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

**第10条** 変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第5号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ その他市長が必要と認める書類

(変更決定の通知)

**第11条** 市長は、補助事業の変更の交付を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

(完了報告)

**第12条** 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書(様式第7号)

イ 事業実績報告書(様式第2号)

ウ 別に定める関係書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

(交付確定の通知)

**第13条** 補助金の交付確定の通知は、確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(請求手続)

**第14条** 請求手続の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第9号)

(2) 提出期限

確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

(交付決定の取消しの通知)

**第15条** 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(その他)

**第16条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に売買契約を締結した中古建物から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(交付対象者に関する経過措置)

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現に第8条の規定により補助金の交付決定を受けている者については、この告示は、失効後も、なおその効力を有する。

**附 則**（平成29年 3 月 29 日 告示第88号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日 から施行する。

**附 則**（平成29年11月 8 日 告示第281号）

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成31年 2 月 1 日 告示第19号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日 から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

**別表**（第 5 条関係）

補助基準額

1 基本額

転居区分	基本額
市内転居	10万円
市外からの転居	50万円

2 加算額

加算区分	加算額
(1) 同居者に中学生以下の子供がいる場合	子供 1 人当たり 20 万円
(2) 3 世代が同居又は近居する場合	20 万円
(3) 市内業者によりリフォーム工事等を施工する場合	10 万円。ただし、(4) 又は (5) に該当する場合は、20 万円とする。
(4) 中古建物が新築から 30 年以上経過している場合	20 万円
(5) 中古建物が住宅以外の場合	20 万円

備考 住宅には、店舗等併用住宅を含まない。